

河南町防犯灯電気料補助基準

(目的)

第1条 この基準は、夜間における住民の安全を図るため、設置された防犯灯（以下「防犯灯」という。）を維持管理する地区に対して、補助金を交付することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 町長は、次の各号の全てに該当する防犯灯の電気料に対し、補助金を交付する。

(1) 地区が所有し、かつ維持管理するもの。

(2) 電柱、鉄柱等に設置された蛍光灯、水銀灯及び発光ダイオード（LED）を使用した防犯灯。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、防犯灯1灯当たり月額90円とする。

2 防犯灯が月の途中に設置又は撤去された場合、当該月分について、前項の補助金を交付するものとする。

3 防犯灯が月の途中に取り替えられた場合、当該月分について、取り替え前の防犯灯の種類に応じて第1項の補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金を受けるようとする地区的区長（以下「申請者」という。）は、河南町防犯灯電気料補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添え町長に申請するものとする。

(1) 防犯灯設置位置図

(2) 電気料金支払領収書の写し

(申請の時期)

第5条 補助金の交付申請は、毎年3月から翌年2月までの分を翌年2月1日から15日までに行うものとする。

(補助金交付の通知)

第6条 町長は、第4条の規定による補助金の交付申請書の提出があった場合は、これを審査し、交付額を決定のうえ、河南町防犯灯電気料補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により、補助金交付決定通知を受けた申請者は、河南町防犯灯電気料補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による交付請求書を受けてから30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金返還)

第8条 申請者が次の各号に該当するときは、町長は、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請等不正に補助金を受けたとき。

(2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(庶務)

第9条 この基準に定める補助金に関する庶務は、危機管理所管課において処理する。

附 則

1 この基準は、平成4年4月1日から施行する。

2 当分の間、第2条に規定する補助の対象に住民で組織する防犯灯管理組合を含むものとする。この場合において、同条第1号中「地区」とあるのは「防犯灯管理組合」と、第4条中「地区の区長」とあるのは、「防犯灯管理組合の代表者」と読み替えるものとする。

(補助金の特例)

3 令和4年3月から令和5年2月までの期間の電気料に対する補助金の額は、第3条第1項中「月額90円」を「月額105円」とする。

附 則

この基準は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年2月1日から施行し、改正後の河南町防犯灯電気

料金補助基準は、平成24年3月から平成25年2月分に係る補助金交付申請から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第3条の規定が平成31年3月から平成32年2月までの分に係る申請から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月27日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。